資料3

令和8年11月

期末手当

議員の期末手当の改定に関する考え方

従来から改定については、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、改定を行っている。

（1） 国の対応状況

職	期末手当年間支給割合			備考
	現行	改正後	差	
特別職	3．50月	3．55月	＋0．05月	令和8年度分から適用

（2） 三重県の対応状況

職	期末・勤勉手当年間支給割合			備考
	現行	勧告実施後	差	
一般職	4．65月	4．70月	＋0．05月	令和8年度分から適用

職	期末手当年間支給割合			備考
	現行	改正後	差	
特別職	3．50月	3．55月	＋0．05月	令和8年度分から適用

（参考）

① 三重県議会議員の期末手当の支給割合（現在）

議員報酬月額の3．50月

② 期末手当支給割合を0．05月引き上げた場合に必要な予算額

2,967,158 円

職	報酬月額（円）	引上げ額（円）	人数（人）	合計(円)
議長	1,063,000	77,068	1	77,068
副議長	938,000	68,005	1	68,005
議員	865,000	62,713	45	2,822,085
			合計	**2,967,158 円**